平成２７年（フ）第１１１号
福島市南矢野目字道下30番地の４
破産者　髙野　純一
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１１６号
福島市南矢野目字上戸ノ内21番地の３
破産者　千葉　嘉明
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第３１８号
群馬県伊勢崎市連取町3019番地13
破産者　小池　正伸
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前2250番地18
破産者　市村　雅昭
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前2250番地18
破産者　市村登與子
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１４０号
神奈川県大和市西鶴間３丁目13番18号　ハイツビクトリー201号
破産者　三浦　則和
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９４号
横浜市南区南吉田町２丁目28番地１　ホーユウパレス吉野町508号
破産者　中込　光雄
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９８号
神奈川県大和市南林間２丁目３－２　ザ・サウススポット106、住民票上の住所相模原市中央区宮下２丁目10番16―102号
破産者　石井　　勝
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５２３号
相模原市中央区田名塩田３丁目10番36号　シャンフィオーレⅡ101号
破産者　伊泊　良太
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２８号
相模原市緑区下九沢1631番地１　ドリームガーデン101号
破産者　岩崎　和彦
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１８号
京都市右京区嵯峨広沢西裏町７番地１　ハイツ西裏201
破産者　山本　幸子
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８２号
兵庫県多可郡多可町加美区岩座神251番地１
破産者　髙橋　幸雄
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第８３号
兵庫県多可郡多可町加美区岩座神251番地１
破産者　髙橋芙美子
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第５号
和歌山県御坊市島801－２　田園荘203、破産手続開始決定時の住所和歌山県御坊市湯川町富安2015
破産者　志宇知崇嘉
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（フ）第３１８号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井374番地１
破産者　木戸　章裕
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２号
愛媛県東温市志津川1153番地　つとむ第１コーポ203号
破産者　重松　秀男
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８９号
鹿児島県志布志市志布志町安楽3127番地３
破産者　武石　章彦
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第４号
鹿児島県志布志市志布志町安楽3127番地３
破産者　武石美佐惠
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係